



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年2月18日(金) 第9977号

目次

	ページ
告 示	
○土地収用法の規定による事業認定(監理課)	2
公 告	
○建設業法第29条の2第1項の規定による公告(建設企画課)	3
○道路の指定(建築課)	4
○道路位置の指定(同)	5
選挙管理委員会告示	
○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示の一部改正	5
○政治団体の名称等	5
○政治団体の異動事項	6
○政治団体の解散届出	7
正 誤	
○平成25年5月21日群馬県選挙管理委員会告示第33号(選挙管理委員会)	8

■ 告 示

◎群馬県告示第33号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和4年2月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 起業者の名称 板倉町
- 2 事業の種類 板倉町洪水時緊急避難場所整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 邑楽郡板倉町大字西岡字前原及び大字海老瀬字山口地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 板倉町役場総務課
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業(以下「本件事業」という。)は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、板倉町が、河川氾濫時において、町民の生命を守るために洪水時における「犠牲者ゼロ」を目指し、緊急的・一時的に車中避難可能な避難場所を整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、令和2年3月に本件事業の実施を決定し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

板倉町は、利根川と渡良瀬川に挟まれた三角地帯にあり、低湿地が広い面積を占めているため、昔からたびたび洪水・水害に見舞われてきた。特に昭和22年9月のカスリーン台風上陸時には渡良瀬川の堤防が決壊し、死者4人、重傷者50人、家屋全壊82戸、半壊34戸、床上浸水510戸及び床下浸水345戸という大きな被害を受けた。また、令和元年東日本台風では利根川決壊の恐れがあるとし、利根川上流河川事務所長からのホットラインを受け、カスリーン台風以後、初めての避難勧告・避難指示を発令し、4,000人を超す多くの町民が避難した。結果的にはほぼ被害はなかったが、昨今の異常気象下、水災害に対する危機意識は非常に高い町であり、町民の防災意識も高まりをみせている。

想定最大規模では町内のほぼ全域が浸水する想定であり、また、新たな問題として避難所においては新型コロナウイルス感染予防対策を講じる必要があるため、町内の安全な指定避難場所での収容可能人数は限られている。近年、全国各地で発生する大型台風や線状降水帯による想定を超えた水災害に備え、町民の生命を守るための避難場所の早急な整備が必要となっている。

本件事業は、このような課題を解決するため、洪水時における「犠牲者ゼロ」を目的とし、洪水時緊急避難場所を整備するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項及び群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号)第2条第4項に規定する対象事業ではないが、生活環境に関しては、工事期間中は低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して周辺環境への影響を抑制することとしている。

なお、希少な野生動植物への影響について、起業地は群馬県レッドデータブック(動物編・植物編)に掲載されている希少な野生動植物の生息及び生育情報は報告されていないが、起業者は、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、関係機関と協議し、適切な措置を講ずるとしている。また、起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しているが、起業者は、工事の実施に当たり埋蔵文化財が発掘された場合は、板倉町教育委員会と協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、「板倉町総合計画」(令和2年3月策定)に則するものであると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地利用状況等を考慮して選定した3案を比較検討して、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、近年、全国各地で発生する大型台風や線状降水帯による想定を超えた水災害に備え、町民の生命を守るため本件事業を早期に施行する必要がある。

また、令和3年に板倉町行政区長会から、一刻も早い事業推進を望む要望書も提出されたことから、本件事業を早期に実施する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

■ 公 告

次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないので、建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業

者の許可を取り消す。

令和4年2月18日

群馬県知事 山本 一太

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日	許可番号
株式会社剣持組	剣持 雅樹	前橋市上細井町567-2	平成30年8月9日 令和元年8月16日	群馬県知事許可(般-30)第23182号 群馬県知事許可(般-1)第23182号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和4年2月18日

群馬県知事 山本 一太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	沼田市東倉内町字滝棚831-3、838-4の各一部、同市同字同832-3、833-4、834-6、834-7、835-3、836-3、838-3、同市上之町字滝棚839-1、839-2、839-3、840-3、841-3、842-1、842-2、843-1、843-3、843-4、844-1、1165-3、1166-1、1166-2、1167、1168、1169-1、1169-2、1170の各一部、同市同字同840-2、841-2、842-3、842-4、843-2、844-2、同市中町字滝棚846-3、847-4、848-1、849-1、850-2、851-1、852-1、853-3、854-3、855-1、855-2、1141-2、乙1142、1142-4、乙1	延長 336.90 幅員 6.00 ~16.00	群馬県指令沼土第30433-2号 令和4年1月13日

	143、1145-4、 1146-2、1147 -1、1148-5の各 一部、同市同字同845 -2、846-2、84 7-3、848-2、8 49-2、850-3、 851-2、852- 2、853-2、854 -2、1145-5、同 市馬喰町字滝棚1223 -3、1223-4の各 一部、同市上之町字滝棚 1170先道、同市材木 町字滝棚1171-1先 水路、2-1先道、5- 1先道	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年2月18日

群馬県知事 山本 一太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	吾妻郡中之条町大字伊勢町字宮下1324番9	延長 幅員 27.88 5.00	群馬県指令中土第30606-2号 令和4年1月4日

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第7号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示（令和3年群馬県選挙管理委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智満

表千代田町選挙管理委員会の項中「千代田町総合福祉センター」を「千代田町総合保健福祉センター」に改める。

◎群馬県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次

のとおりである。

令和4年2月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
新井祥子後援会	中澤康治	菊池明則	吾妻郡草津町草津559-34
	令和4年1月28日		
野本やすおを応援する会	野本泰生	清水敦	館林市緑町2-14-16
	令和4年1月21日		
ヒトジユク	蓬澤博亮	蓬澤千加子	伊勢崎市曲輪町35-5
	令和4年1月12日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和4年2月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県高崎市第九支部	会計責任者の氏名	鶴田敦	井上幸己	令和4年1月27日
立憲民主党群馬県第2区総支部	主たる事務所の所在地	佐波郡玉村町角淵2035	伊勢崎市鹿島町327-1	令和4年1月18日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
出会	会計責任者の氏名	片岡淳	飯塚輝明	令和4年1月14日
群馬県電気工事工業組合政治連盟	代表者の氏名	中島正幸	高草木茂	令和3年5月14日

善養寺孝後援会	会計責任者の氏名	善養寺珠代	森田利昭	令和4年1月4日
東邦労組政策実現の会	代表者の氏名	関一生	西山豪裕	令和4年1月29日
	会計責任者の氏名	菊地信栄	荒川健一	令和4年1月29日
中沢秀平後援会	主たる事務所の所在地	藤岡市藤岡1209-1	藤岡市藤岡1209-9	令和4年1月17日
	代表者の氏名	中嶋源治	渡辺徳治	令和4年1月17日
長沼今朝男後援会	代表者の氏名	高橋保男	田村泰彦	令和2年11月1日
日本薬業政治連盟群馬県支部	主たる事務所の所在地	高崎市九蔵町56-4	前橋市元総社町1237-5	令和3年12月10日
	代表者の氏名	星加修一	杉森健人	令和3年12月10日

◎群馬県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年2月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山田支部	石原条	令和3年12月31日
小川栄治後援会	小川栄治	令和3年12月31日
桂川たかこを育てる会	北村久瑩	令和3年12月31日
共榮会	田部井潤	令和3年12月31日
群馬全英会剣塾	山口司	令和3年12月31日
高須賀裕清後援会	高須賀裕清	令和3年12月31日
田村おさむ後援会	黒沢功	令和3年12月25日
長沼今朝男後援会	高橋保男	令和3年12月31日
細谷浩後援会	中島一彦	令和3年12月31日
まえばしを元気にする会	田部井潤	令和3年12月31日

■ 正 誤

○選挙管理委員会告示正誤

平成25年5月21日群馬県選挙管理委員会告示第33号(政治団体の異動事項)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9097号	10	11	剣持智恵美	剣持智恵美

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111